

第4章 施策の基本方向

第3章の課題を踏まえて、施策の基本方向を次のとおり定める。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 3Rの推進2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築 |
|---|

1 3Rの推進

3Rの中でも優先順位の高い2Rの取組を重点的に推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、分別排出を徹底し、できる限り再生利用する仕組みを作ることで、最終処分量の削減を推進する。

2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあることから、廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止するとともに、不適正処理等の違法行為に対しては迅速かつ厳格に対処する。

3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物の処理は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があるとともに、可能な限り再生利用等を行い、最終処分量を低減させる必要がある。

このような処理を実行するために、平時から、各主体における事前の備えを促進し、さらに、各主体の連携・協力体制の構築を推進する。